

保医発 1028 第 3 号 令和 4 年 10 月 28 日

地 方 厚 生 (支)局 医 療 課 長都道府県民生主管部(局)

国民健康保険主管課(部)長都道府県後期高齢者医療主管部(局)

後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局医療課長(公印省略)

厚生労働省保険局歯科医療管理官(公印省略)

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 の一部改正について

今般、下記の通知の一部を別添のとおり改正し、令和4年10月28日から適用することとするので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

別添 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年 3月4日保医発0304第1号) の一部改正について 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」 (令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

- 1 別添1の第2章第9部J034-2(2)の次に次を加える。
- (3) 経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によりチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日保医発0304第1号)の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	改正前
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略)	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略)
第2章 特掲診療料第1部~第8部 (略)第9部 処置	第2章 特掲診療料 第1部~第8部 (略) 第9部 処置
<通則> (略) <処置料> I 0 0 0 ~ 0 3 4 (略)	<通則> (略) <処置料>
J 0 3 4 - 2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1)~(2) (略) (3) 経胃の栄養摂取が必要な患者に対して在宅などX線装	J 0 3 4 - 2 経鼻栄養・薬剤投与用チューブ挿入術 (1) ~ (2) (略) (新設)
置が活用できない環境下において、経鼻栄養・薬剤投与 用チューブの挿入に際して、ファイバー光源の活用によ りチューブの先端が胃内にあることを確認する場合にも	(A) IBA)
算定できる。なお、医学的必要性について診療報酬明細 書の摘要欄に記載すること。	(の) DDイ ・ヴェロンマタ放坐者よなこほろつい ビハ
(4)EDチューブを用いて経管栄養を行う場合には、区分番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。	番号「J120」鼻腔栄養(1日につき)の所定点数により算定する。
<u>(5)</u> 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水	<u>(4)</u> 経鼻薬剤投与を行う場合は、レボドパ・カルビドパ水

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、 この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の 算定日に限り算定する。 J034-3~201 (略)

第 10 部 (略)

第3章 (略)

別添2 (略)

和物製剤を投与する目的の場合に限り算定する。なお、 この場合の画像診断及び内視鏡等の費用は、当該点数の 算定日に限り算定する。

 $J 0 3 4 - 3 \sim 2 0 1$ (略)

第10部 (略)

第3章 (略)

別添2 (略)